

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定に係る保育標準時間認定・保育短時間認定の区分について

1 国の考え方

- ① 「就労」における保育必要量の認定は、就労時間を勘案して行うこととし、就労時間が1か月当たり120時間以上である場合には原則として保育標準時間(1日最長11時間の保育)認定と、就労時間が1か月当たり120時間未満である場合には原則として保育短時間(1日最長8時間の保育)認定とする。保育標準時間認定とされる場合であっても、保護者が希望する場合は保育短時間認定を受けることができる。
- ② 「同居又は長期入院等している親族の介護・看護」「就学」については、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けることを基本とする。
- ③ 「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれのあること」については、一律に保育標準時間認定とする。
- ④ 「保護者の疾病・障害」「求職活動」「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」については、市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができる。
- ⑤ 現に保育園を利用している者については、保育標準時間認定を受けることができる経過措置を講ずることができる。

2 本市の対応案等

区分	保育の必要性の事由	国の基準	本市の考え方	本市の対応(案)
①	就労	就労時間が1か月当たり120時間以上である場合には原則として保育標準時間認定と、就労時間が1か月当たり120時間未満である場合には原則として保育短時間認定とする 【短時間認定に係る取扱い】 延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避ける観点から、就労時間が1か月当たり120時間未満であっても、施設が設定する利用時間帯(8時間)を超えて利用せざるを得ないことが常態と認められる場合(※)は、市町村の判断により、保育標準時間認定とすることも可能	国基準どおりとする 【短時間認定に係る取扱い】 延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避ける観点から、国が示した取扱いとする	就労、介護・看護、就学時間が1か月当たり120時間以上 →原則として保育標準時間認定 就労、介護・看護、就学時間が1か月当たり120時間未満 →原則として保育短時間認定 ただし、施設が設定する利用時間帯を超えて利用せざるを得ないことが常態と認められる場合は保育標準時間認定
②	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けることを基本とする	国基準どおりとする 時間数及び短時間認定に係る取扱いは就労に準じる	
	就学	保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けることを基本とする	国基準どおりとする 時間数及び短時間認定に係る取扱いは就労に準じる	
③	妊娠・出産	一律に保育標準時間認定とする	国基準どおりとする	保育標準時間認定
	災害復旧	一律に保育標準時間認定とする	国基準どおりとする	保育標準時間認定
	虐待やDVのおそれのあること	一律に保育標準時間認定とする	国基準どおりとする	保育標準時間認定
④	保護者の疾病・障害	市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができる	保育の必要性がある疾病・障害の状態は、ある程度恒常的であり、時間帯で変化せず保育必要量を区分することが困難であると考えられるため、保育短時間認定の区分を設けないこととする	保育標準時間認定
	求職活動	市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができる	恒常的な求職活動時間を挙証書類で確認することは困難であり、また、保育短時間(1日8時間)以上活動をしている場合は少ないと考えられることから、保育標準時間認定の区分を設けないこととする (就労で月120時間未満の者が保育短時間認定となっていることとの整合についても考慮する)	保育短時間認定
	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	市町村の判断により、保育標準時間認定又は保育短時間認定の区分を設けないことができる	子どもの環境の変化に配慮した扱いであり、育児休業は保育ができない事情ではないため、保育標準時間認定の区分を設けないこととする	保育短時間認定
[②]	別居親族の介護・看護 その他、上記に類する状態として市町村が認める事由に該当する場合	—	同居又は長期入院等している親族の介護・看護の場合の考え方に準じる	介護・看護時間が1か月当たり120時間以上 →原則として保育標準時間認定 介護・看護時間が1か月当たり120時間未満 →原則として保育短時間認定 ただし、施設が設定する利用時間帯を超えて利用せざるを得ないことが常態と認められる場合は保育標準時間認定

※に該当する事例

- (1) 1日の就労時間が8時間で月14日勤務の場合(=1か月の就労時間112時間)
- (2) 1日の就労時間が5時間(勤務時間帯 午後1時から6時まで)で、施設が設定する保育短時間(8時間)に係る利用時間帯が午前9時から午後5時の場合
- (3) シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻が午前8時で最も遅い勤務終了時刻が午後6時と、その差が8時間以上ある場合
- (4) 就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超える場合